

テーマ：中央環境審議会・各部会 小委員会の審議内容と動向

発表者：大岡技研(株)

メンバー：光生アルミニウム工業(株)
：小島プレス工業(株)
：中央精機(株)
：トヨタ自動車(株)

：トヨタ車体(株)
：トヨタ紡織広瀬(株)
：フタバ産業(株)

目次

- ① 中央環境審議会 部会一覧と審議を継続している小委員会
- ② 太陽光発電設備リサイクル制度小委員会動向
- ③ 小型家電リサイクル小委員会動向
- ④ 大気汚染物質小委員会の動向（光化学オキシダントについて）
- ⑤ 生活環境の保全に関する水環境小委員会
- ⑥ 土壌制度小委員会の動向
- ⑦ 最後に

① 中央環境審議会 部会一覧と審議を継続している小委員会

【中央環境審議会・部会一覧】

【審議を継続している小委員会】

部会名	所掌事務
中央環境審議会	1. 1. 環境基本計画に関し、環境基本法第15条第3項に規定する事項を処理すること。 2. 2. 環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。 3. 3. 他の法令の規定によりその権限に属させられた事務 4. 4. 上記に規定する事項に関し、内閣総理大臣、環境大臣又は関係大臣に意見を述べるができる。
総合政策部会	1. 1. 環境基本計画に関すること。 2. 2. 環境の保全に係る重要な事項に関すること（他の部会の所掌に属するものを除く）。
循環型社会部会	1. 1. 廃棄物処理及びリサイクル推進に係る重要な事項に関すること。 2. 2. 循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画に関すること。
環境保健部会	1. 1. 公害に係る健康被害の補償及び予防に係る重要な事項に関すること。 2. 2. 化学物質対策、石綿による健康被害の救済その他環境保健に係る重要な事項に関すること。
地球環境部会	地球環境の保全に係る重要な事項に関すること。
大気・騒音振動部会	1. 1. 大気環境の保全に係る重要な事項に関すること。 2. 2. 交通環境対策に係る重要な事項に関すること。 3. 3. 悪臭防止に係る重要な事項に関すること。 4. 4. 騒音防止に係る重要な事項に関すること。 5. 5. 振動防止に係る重要な事項に関すること。
水環境・土壌農薬部会	1. 1. 水環境の保全に係る重要な事項に関すること。 2. 2. 地盤環境の保全に係る重要な事項に関すること。 3. 3. 瀬戸内海の環境の保全に係る重要な事項に関すること。 4. 4. 土壌環境の保全に係る重要な事項に関すること。 5. 5. 農薬による環境汚染の防止に係る重要な事項に関すること。
自然環境部会	1. 1. 自然環境の保全に係る重要な事項に関すること。 2. 2. 自然公園に係る重要な事項に関すること。 3. 3. 野生生物の保護及び狩猟に係る重要な事項に関すること。

主に小委員会にて審議

循環型社会部会

- ・太陽光パネルリサイクル
- ・小型家電リサイクル
- ・Liイオン電池関係

大気・騒音振動部会

- ・光化学オキシダント

水環境・土壌農薬部会

- ・PFOS/PFOA
- ・土壌汚染対策法

中央環境審議会には総合政策部会、循環型社会部会、環境保護部会、地球環境部会、大気・騒音振動部会、水環境・土壌農薬部会、自然環境部会、動物愛護部会 8つの部会がある。各部会にはたくさんの小委員会があり部会からの議題に対して議論をしているが2025年12月現在、上記の小委員会にて審議を継続している。

② 太陽光発電設備リサイクル制度小委員会動向

- 現行法では、廃棄する太陽光パネルに対してリサイクルは義務付けておらず、廃棄物処理法に則って、適正処理されることになっている
- 但し、循環型社会形成推進基本法に基づき、
①発生抑制（リデュース） ②再使用（リユース） ③再生利用（リサイクル） ④熱回収 ⑤埋立処分の優先順に沿った対応が必要

②-1 太陽光パネルのリユース・リサイクル・埋立処分の全体像（問題点）

- 太陽光パネルの推計排出量は
2030年代半ばから顕著に増加し、最大 50万t/年程度（うち、既設は40万t/年程度）に達する見込み
これが全て直接埋立処分された場合、2021年度の最終処分量 869万 t /年に対して約 5 %に相当

※長期利用やリサイクル等による排出の平準化を考慮せず保守的な設定で推計

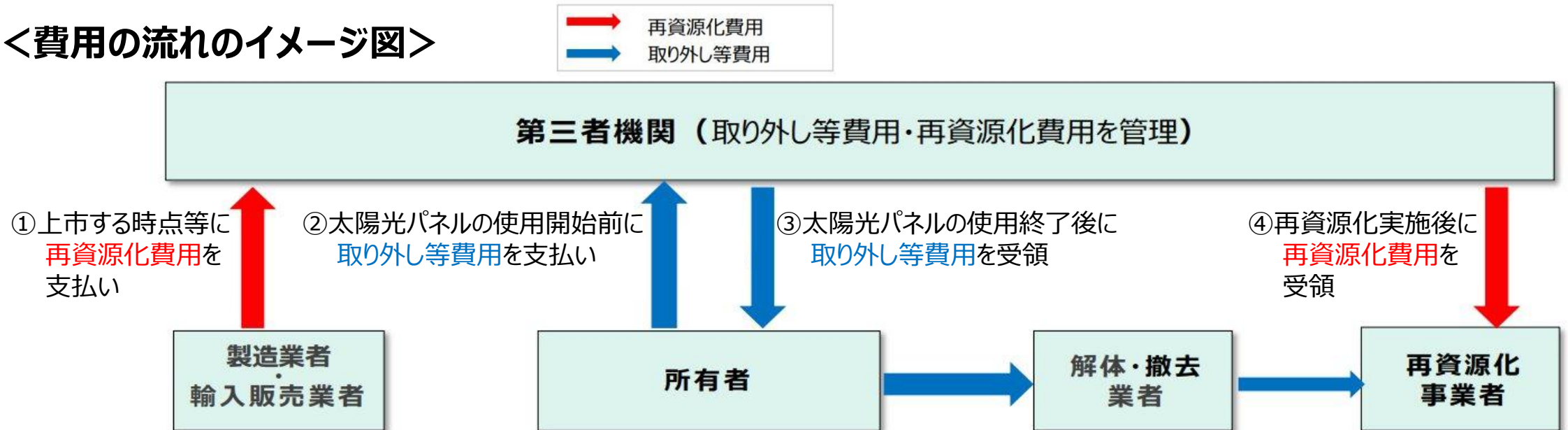
- 個別リサイクル法の枠組みにより処理されている自動車や家電4品目の現在の処理量と比較しても、太陽光パネルも 将来的には同程度の排出が見込まれている。
⇒リサイクルを着実に進めなければ、最終処分量の大幅な増加につながることになる。

現在、太陽光パネルにはリサイクルの義務はないが、
2030年半ばより廃棄が大幅に増加すると予想（最大50万t：車や家電の廃棄と同程度）
リサイクルの仕組みを構築しないと最終処分場の不足につながる

②-2 太陽光発電設備リサイクルを進める仕組み（継続検討）

- ・太陽光パネルを廃棄する場合には、
 - ①太陽光パネルの取り外し・運搬・埋立処分等の適正処理を実施するための費用（取り外し等費用）
- ・リサイクルが義務化されることにより、
 - ②太陽光パネルを再資源化するための費用（狭義の再資源化費用）が必要

<費用の流れのイメージ図>



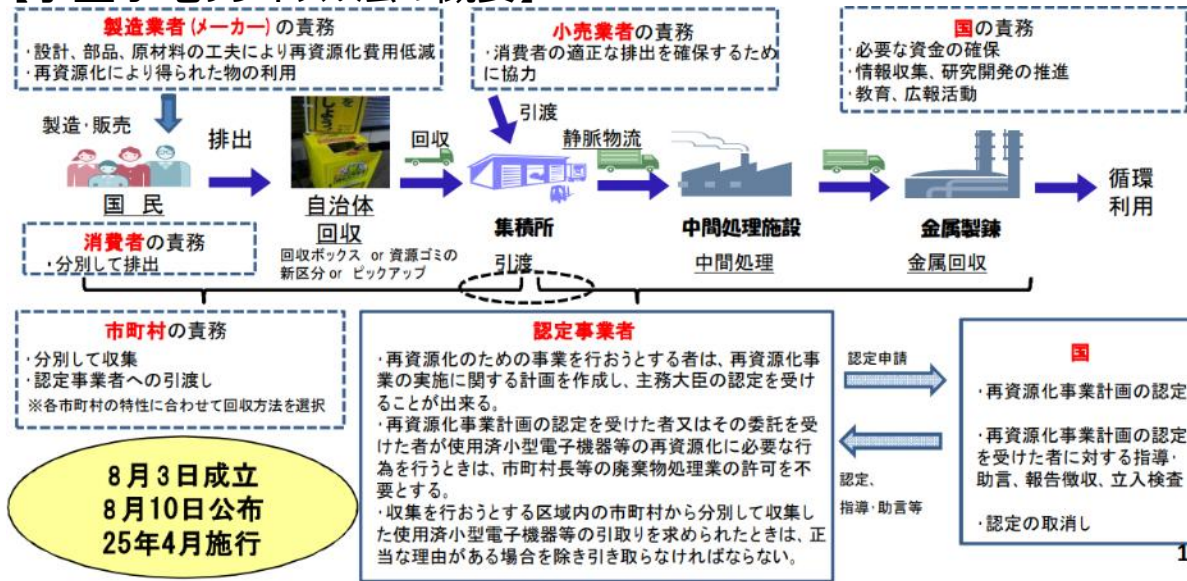
- ・第三者機関に取り外し等費用、再資源化費用を一時的に積み立て
 - ・パネルの取り外し時・再資源化実施時に費用を受け取り
- このような仕組み作りの法制化を検討したが、25年度は一旦見送り（但し法制化検討は継続）
※法制化見送り理由：自動車や家電リサイクル制度と整合性をとる必要性ありと判断したため

③ 小型家電リサイクル小委員会動向

- ・小型家電リサイクル法の施行状況について
- ・指定再資源化製品に、電源装置・携帯電話用装置・加熱式たばこデバイスを指定することについて
- ・小型家電リサイクル制度の評価・検討について

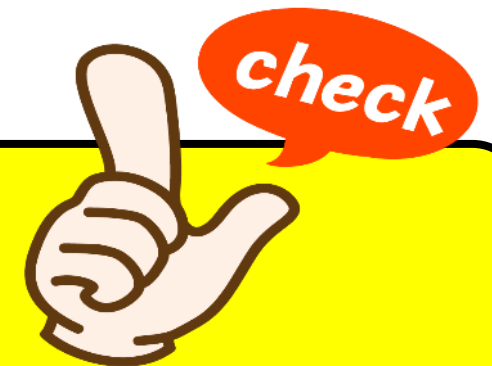
③-1 小型家電リサイクル法の概要と目的

【小型家電リサイクル法の概要】



【小型家電リサイクル法の目的】

- ①. 資源の有効利用の促進
- ②. 廃棄物の適正処理
- ③. 生活環境の保全
- ④. 国民経済の健全な発展への寄与



小型家電に含まれる金・銀・銅・レアメタルなどの有用金属を回収し、適切な処理を実施
国内資源の確保とリサイクル産業の育成により、経済的な自立性と安定性を高めることが
目的とされており、回収を拡大したい

③-2 指定再資源化製品の指定（発火リスクの高い製品）

・指定再資源化製品として、電源装置、携帯用装置、加熱式たばこデバイスを指定

<指定の考え方>

指定要件	電源装置	携帯電話用装置	加熱式たばこデバイス
①政策的な必要性 ・レアメタル等を含む小型リチウム蓄電池の回収量拡大（資源性） ・リサイクル・廃棄物処理現場における発煙・発火リスク低減（安全性） ・リチウム蓄電池を取り外せない一体型製品での回収体制の強化の必要	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り	一体型製品での回収体制の強化の必要性有り
②技術的・経済的な対応可能性 ・再資源化する技術が存在 ・販売店での店頭回収等の事業者等自らの自主的な取り組みや一般社団法人JBR C（小型二次電池の自主回収・再資源化を共同で行う団体）による回収が経済的に可能	技術的・経済的に対応可	技術的・経済的に対応可	技術的・経済的に対応可



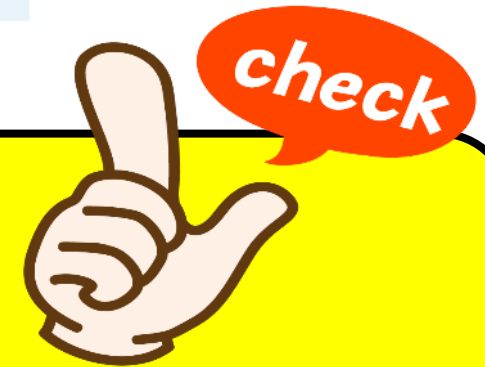
③-3 制度、点検の方向性

➤ 電気掃除機・電気かみそり

易解体性設計により、リチウム蓄電池を取り出しての回収を促進する方針
 今後定期的に取り組状況を確認し、その状況を踏まえ、指定の必要性を検証

➤ ハンディファン等、その他のリチウム蓄電池使用製品

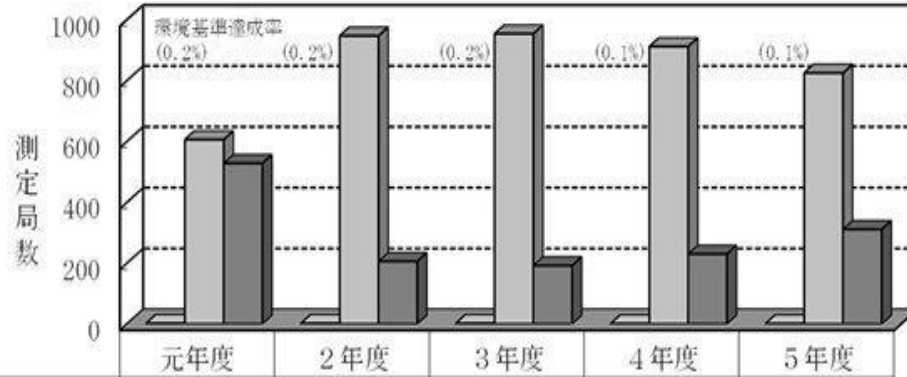
リサイクル現場等における火災事故の原因調査の結果を踏まえつつ、製品の流通実態の把握し、指定に係る検討を行う



④大気汚染物質小委員会の動向（光化学オキシダントについて）

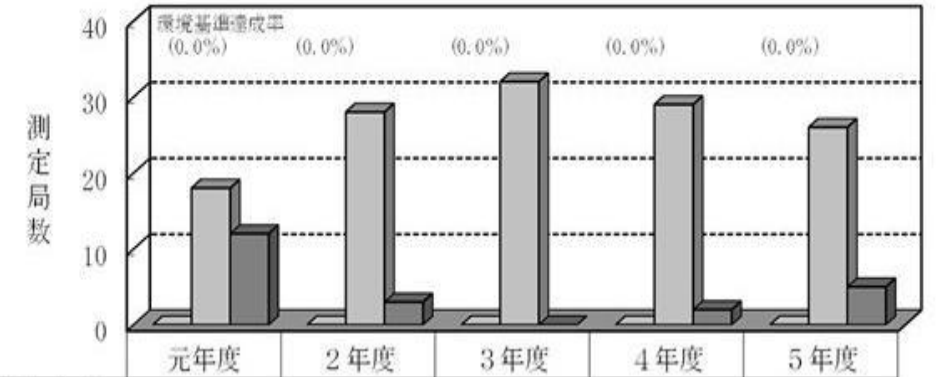
④-1 令和5年度 大気汚染物質（有害大気汚染物質を除く）に係る 常時監視測定結果

（一般局）



濃度レベル	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
0.06ppm以下（環境基準達成）	2	2	2	1	1
0.06～0.12ppm未満	606	947	954	912	825
0.12ppm以上	528	206	192	230	311

（自排局）



濃度レベル	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
0.06ppm以下（環境基準達成）	0	0	0	0	0
0.06～0.12ppm未満	18	28	32	29	26
0.12ppm以上	12	3	0	2	5

※光化学オキシダント（昼間の日最高1時間値）の濃度レベル別の測定局数の推移

令和5年度の光化学オキシダントの測定局数は、1,168局（一般局：1,137局・自排局：31局）
このうち、環境基準達成局は、一般局で1局（0.1%）自排局で0局（0%）であり、
依然として、環境基準達成率は極めて低い水準

④-2 微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプランの策定（案）

本ワーキングプランに基づき、各種検討を以下のとおり進める。

項	項目	R8年度	R9年度	R10年度 (中間年度)	R11年度	R12年度 (とりまとめ)	
3.1	PM2.5に係る環境基準の見直し	PM2.5に係る健康影響に関する知見整理	環境基準見直しのための健康リスク再評価				
3.2	PM2.5・光化学オキシダント濃度低減に向けた更なる排出削減対策の推進	(1) 総合的なPM2.5・光化学オキシダント対策の検討	事務処理基準見直しを踏まえたモニタリング				
			東アジア・半球スケールの汚染実態、国内外で発生する自然災害等の影響の把握				
			生成機構に係る解析、発生源別の寄与率の検討				
			シミュレーションとモニタリング結果に基づく対策効果の検証				
			PM2.5対策を含めた総合的な排出削減シナリオを検討・作成	発生源対策への戦略的な取り組み			
		(2) 科学的知見の更なる充実	森林火災・凝縮性粒子・植物起源VOC等に関する知見の収集・反映				
健康影響・植物影響に関する知見の収集・反映							
	全球・半球規模のシミュレーションによる国外からの影響の把握						
3.3	東アジアスケールの濃度低減のための国際協力の推進	TEMN・TPDAPなどの枠組みによる国際協力					
		EANET等による国際的なモニタリングの強化					

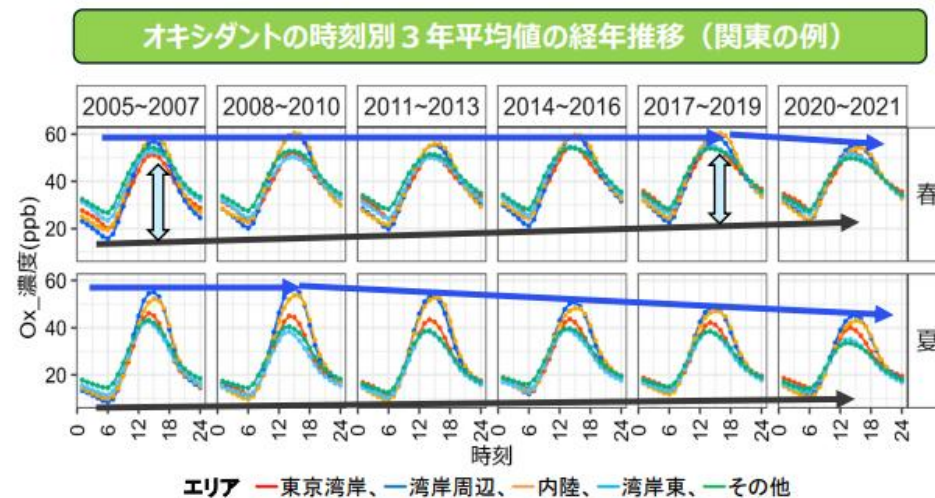
「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」として、令和8年度から令和12年度の5か年で左図に示す取組を行い、PM2.5及び光化学オキシダントの大気中濃度の一層の低減に向けて取り組む

④-3 達成評価方法の課題

■ 環境基準の達成評価方法は、大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断できることが望ましい
しかし、短期基準の評価で測定局ごとに達成/未達成のみを判断する方法では、対策によって夏のオゾンの高濃度ピークがカットされてきている状況等を十分に把握することができないという課題がある。

夏の高濃度ピークは徐々にカットされてきている
一方春の低濃度時間帯濃度は徐々に増加している

⇒ **こうした状況を可視化し、
施策等の効果を的確に把握
きめ細やかな対策を検討・実施
する必要がある**



④-4 達成等の評価方法（案）

- 短期基準に関する評価は
測定結果の日最高8時間値の年間99%tile値を、短期基準（8時間値）と比較
 - 長期基準に関する評価は、
測定結果の日最高8時間値の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較
- 短期、長期に関する評価のいずれも満たした場合を環境基準を達成と判断 **今後、通達にて交付予定**

⑤ 生活環境の保全に関する水環境小委員会

⑤-1 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて

- 閉鎖性水域では、これまでの水質保全対策によって、汚濁物質の流入負荷量は減少傾向にあるものの、環境基準CODの高止まり、水産資源への影響といった問題が発生
- 「今後の水・大気環境行政の在り方について」及び「第6次環境基本計画」において、地域のニーズに応じた生活環境の保全に関する環境基準の在り方の検討を進める

今後の水・大気環境行政の在り方について

(令和5年6月 中環審 意見具申)

第2章 今後の水・大気環境行政の大局的考え方

(7) 個別の重点課題への対応

(略) 湖沼や閉鎖性海域の水質汚濁や健全な水循環 物質循環の維持・回復、環境基準の見直し、(略)地域ニーズに即した環境基準の在り方の検討、良好な環境の創出、プラスチックによる海洋等の環境汚染、**PFAS等の新たな課題に向けた対応**に尽力すべきである。

第6次環境基本計画(令和6年5月閣議決定)

第3部 環境保全施策の体系

第1章 環境問題の各分野に係る施策

水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組み

(2) 水環境の保全

① 環境基準等の設定、排水管理の実施等

水質汚濁に係る環境基準については、新しい環境基準である底層溶存酸素量の活用を推進しつつ、**将来及び各地域のニーズに応じた生活環境の保全に関する環境基準の在り方について検討を進める**



- **地域の水環境保全に関する課題が多様化する中で、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準について、既存の制度では課題がある水域において地域のニーズや実情関係する告示等を改正し、施行した**

⑤-2 水質の暫定目標値の取り扱いの検討

■ 食品安全委員会は、自らの判断で行う食品健康影響評価として、令和5年2月に「**有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ**」を設立。

○ これまでの開催状況

- ・令和6年6月末時点でPFASワーキンググループを9回開催。
- ・収集・整理した文献情報（約3,000報）や海外機関による評価の内容等の科学的知見を踏まえ、20数名の専門家により調査審議を行い、**PFAS・PFOA・PFHxSが人の健康に与える影響**について評価。



○ 食品安全委員会による評価結果（令和6年6月25日公表）

耐容一日摂取量（TDI）：

PFOS	⇒	20 ng/kg 体重/日
PFOA	⇒	20 ng/kg 体重/日
PFHxS	⇒	現時点では算出は困難

※耐容一日摂取量（TDI:Tolerable Daliy Intake）とは、人が毎日一生涯にわたって摂り続けても、現時点での知見から見て、健康への悪影響がないと考えられる一日当たりの量

食品健康影響評価の結果を踏まえ、水質の暫定目標値の取扱いについて検討中

⑤-3 POPs条約に関連する動向について

●PFOSペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩

2009年のCOP4にて、付属書B（制限）に追加

⇒2010年4月 PFOSとその塩について第一種特定化学物質に指定

●PFOAペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質

2019年のCOP9にて付属書A（廃絶）に追加

⇒2021年10月 PFOAとその塩について第一種特定化学物質に指定

⇒PFOA関連物質については2025年1月第一種特定化学物質に指定予定

●PFHxSペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS関連物質

2021年～2022年のCOP10にて付属書A（廃絶）に追加

⇒2024年2月 PFHxSとその塩について第一種特定化学物質に指定

⇒PFHxS関連物質については、2025年以降、第一種特定化学物質に指定予定

POPs条約において規制対象とされた物質を、順次化審法の第一種特定化学物質に指定し製造・輸入の禁止等の必要な措置を講じている（**政令改正**）

⑤-4 PFOA規制と消火器及び消火器用消火薬剤の取扱い

● PFOAを消火薬剤に含有する消火器について

消火器及び消火器用消化薬剤（以下「消火器」等という）のうち、

「強化液（中性）消火器」及び「機械泡消火器」の消化薬剤の一部には、

有機フッ素化合物を使用しているため、副生成物として微量のPFOA（副生PFOA）を含有しているものがあり

1. 以下の消火器はPFOA及びPFOA関連物質を含有していません。

- ・粉末（ABC）消火器
- ・粉末BC消火器
- ・水（浸潤滑剤入り）消火器
- ・化学泡消火器
- ・二酸化炭素消火器
- ・ハロン消火器（現在は製造されていません）



2. 令和3年改正政令における消火器用消火薬剤に対するPFOAの規制について

消火器等は、以下の法令解釈により、過去に製造したもの、及び今後製造するものの双方において、第一種特定化学物質に指定されたPFOAの規制を受けるものではありません。

そのため、PFOAを含有する消火器等の製造、使用段階において規制を受けません。

① 令和3年改正政令前日（令和3年10月21日）までに製造された消火器は、意図的にPFOAを使用していないので、第一種特定化学物質として取り扱われません。

② 令和3年改正政令施行日（令和3年10月22日）以降に製造する消火器及び消火器用消化薬剤はBAT報告に基づいた原料を使用しているため、第一種特定化学物質として取り扱われません。

⑥ 土壌制度小委員会の動向

⑥-1 現行制度

・土壌汚染対策法では、土壌汚染による健康リスクとして以下の2つの採取経路を対象としている

○ 直接摂取の経路

汚染土壌の摂食によるリスク

○ 地下水の飲用摂取の経路

汚染土壌から有害物質が地下水に溶出し、

その有害物質により汚染された地下水を飲用利用等することによるリスク

⑥-2 現在想定してる地下水モニタリングのイメージ

<地下水モニタリングを行う期間と頻度>

①事前の地下水モニタリング

・土地の形質の変更を行おうとする直近の1回

②土地の形質の変更中及び変更後の地下水モニタリング

・土地の形質の変更中は毎月1回以上

・土地の形質の変更が完了してから1回

<井戸設置深さについて>

①事前の地下水モニタリング

・物質に関係なく第一帯水層に汚染がないことと確認すればよい

②土地の形質の変更中及び変更後の地下水モニタリング

・第二種・第三種 → 第一帯水層

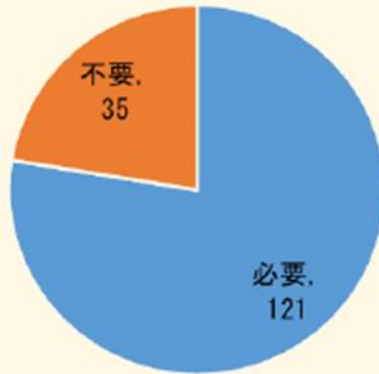
・第一種（ベンゼンを除く）→土地の形質の変更を行う掘削最大深度まで全深度にわたる採水（オールスクリーン）とする

⑥-3 今後の土壌汚染対策の論点

1. 要措置区域における対策の強化

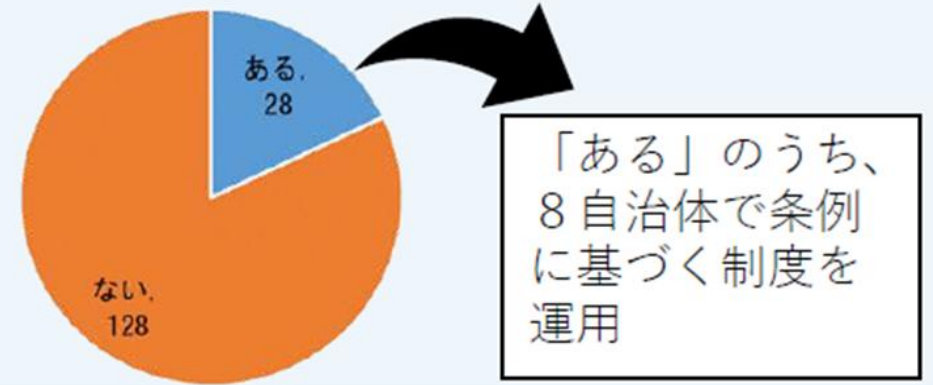
◆情報承継の対策・制度の必要性

区域指定以外の土壌汚染やそのおそれに関連する情報承継に関する制度は必要か。(n=156)



◆情報承継の対策・制度の有無

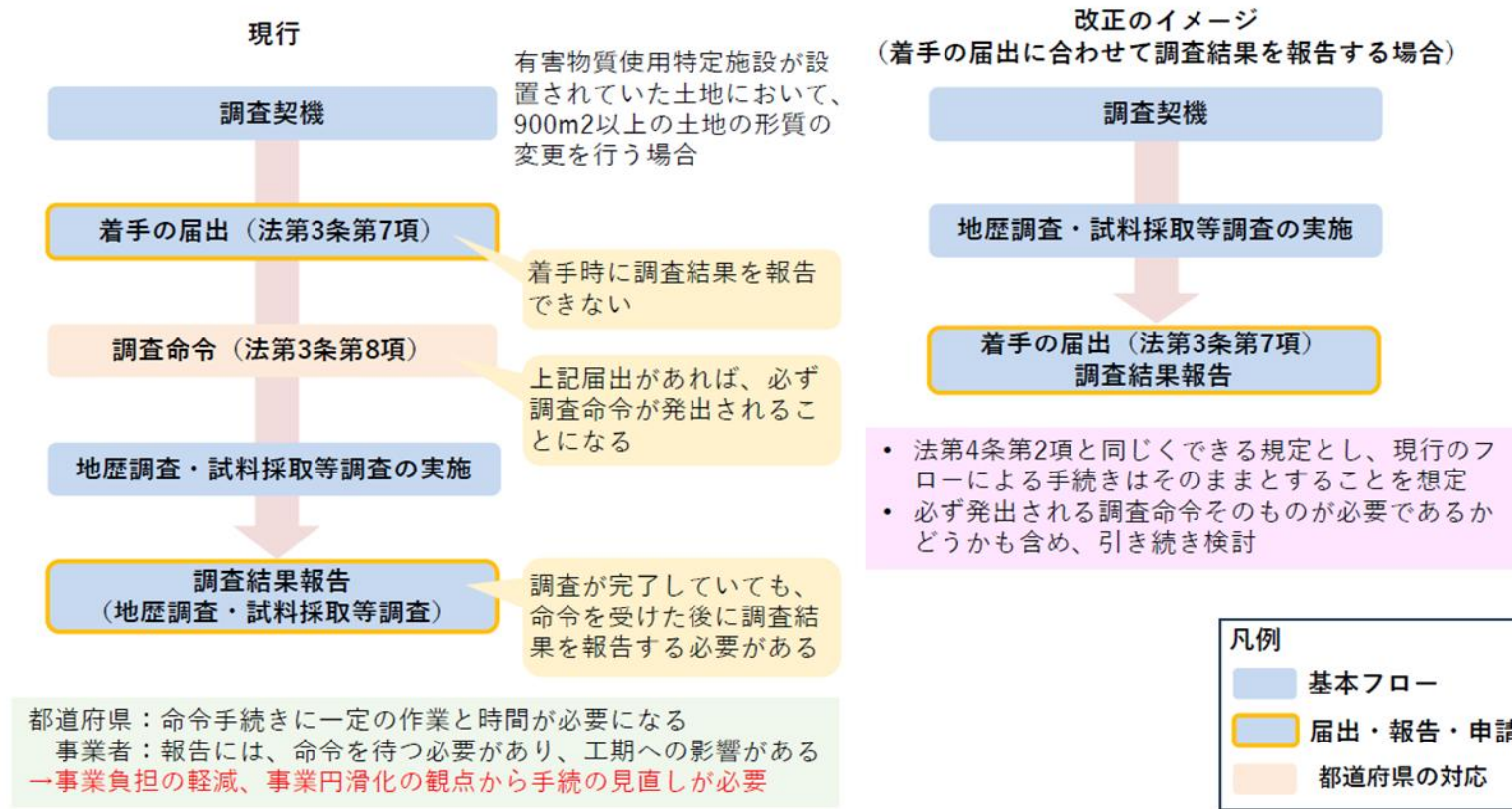
土対法の台帳公開、不動産取引時の重要事項説明以外に、自治体において、土壌汚染に関連する情報承継の対策・制度があるか。(n=156)



現行制度では、自治体による措置内容の確認がされておらず、施工ミスや報告不備が発生、対策として、措置実施計画の提出義務化や完了報告の標準化が提案されている。地下水汚染の測定期間や分解生成物への対応も、計画に明記すべきとされる。

⑥-3 今後の土壌汚染対策の論点

2. 土地の形質変更に関する施工方法の見直し

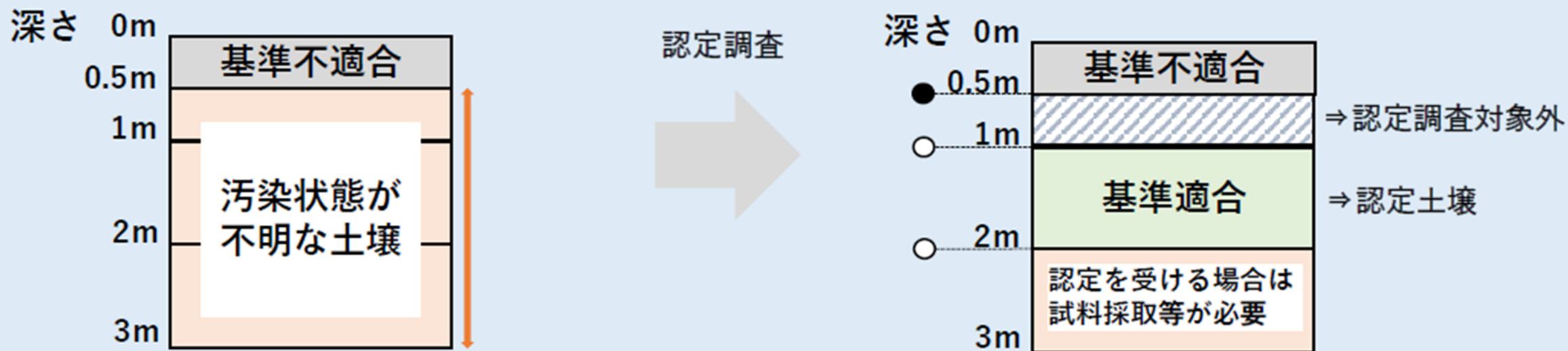


要措置区域では飛散防止のみが基準だが、形質変更時届出区域では遮水壁設置など厳しい基準が課されている。
地下水位管理による施工方法が有効であることが実証されており柔軟な施工方法の導入が検討されている。

⑥-3 今後の土壌汚染対策の論点

3. 認定調査の合理化

土壌汚染状況調査（表層）のみ行っている区画で認定調査を行う場合
【単位区画A（鉛の含有・溶出量基準超過）】



認定調査では全特定有害物質の調査が求められ、費用負担が大きい。区域指定対象物質に限定する方向での見直しがされている。

地歴調査の精度向上と、詳細調査結果の認定調査への活用も課題。

⑦最後に

持続可能な社会の実現に向けて。

環境の保全を推進する協定協議会

私たち協定協議会は、皆さまに環境法令などに理解を進めていただくため、教材、セミナー等により情報を発信していきます。
今回は主な法令改正などはありませんでしたが、今後も動向を注視していきます。
持続可能な社会の実現に向けて、皆さまのご協力を今後も宜しくお願い致します。